

【病院からのお知らせ】

■ 出産に係る費用の消費税課税誤りについて

井田病院を含む市立3病院では、平成3年の消費税法の改正により非課税とされた出産に係る費用の一部について、課税扱いとして処理していたため、消費税を誤って徴収していたことが判明いたしました。

対象となる患者さんには深くお詫び申し上げますとともに、速やかに返還の手続きを行います。

詳細につきましては、次の報道発表資料をご覧ください。

井田病院で把握できる返還対象の患者さんは、平成29年4月以降の方になります。返還対象の患者さんには、お知らせの文書を発送します。

平成24年4月から平成29年3月までの患者さんにつきましては、課税扱いとしていた検査項目の検査（妊娠反応検査）を自費で実施した方が対象になります。対象の方につきましては、お手数ですが次の窓口までお問い合わせください。

※ 振り込み詐欺に御注意ください。

この返金に際して、銀行やコンビニエンスストアでのATMの操作を依頼することはありません。

【問合せ窓口】

川崎市立井田病院医事課

受付時間：8時30分から17時（土日祝日除く）

電話番号：044-766-2188（代表）

F A X：044-788-0589

市立3病院における出産に係る費用の消費税課税誤りについて

市立3病院において、平成3年の消費税法の改正により非課税とされた出産に係る費用の一部について、課税扱いとして処理していたため、消費税を誤って徴収していたことが判明し、確認できた分として市立3病院合計で、約11,000人に、約620万円（一人当たりの最高額3,080円）の返還の必要性が生じました。

対象となる患者さんには深くお詫び申し上げますとともに、速やかに返還の手続きを行うことを御報告します。

1 事案の概要

平成3年の消費税法の改正により、出産に係る費用について新たに非課税取引に追加されましたが、当時の厚生省の通知を正確に反映していなかったことから、一部課税扱いが継続しました。

その後、一部の医療機関において同様の課税誤りの事例が判明し、令和3年12月には、厚生労働省から非課税措置についての事務連絡が発出されていましたが、把握していませんでした。

令和4年4月、神奈川県内の医療機関が消費税の課税誤りについて発表し、その報道を受けて調査したところ、市立3病院においても出産に係る費用の一部について、消費税の課税誤りがあることが判明しました。

2 経緯

- | | |
|--------|--|
| 令和4年4月 | 神奈川県内の医療機関が出産に関する費用に係る消費税の課税誤りについて報道発表 |
| | 川崎病院において出産に係る費用の一部に課税誤りがあることが判明 |
| 5～6月 | 井田病院・多摩病院においても課税誤りがあることが判明 |
| | 順次非課税取引に変更 |
| 5～12月 | 厚生労働省・税務署等に照会、該当者の調査、返還方法や金額等の精査・検討 |

3 非課税にすべきものを課税扱いとしていた項目 ()内は該当する病院

- (1) 妊娠反応検査 (川崎、井田、多摩)
患者の希望により妊娠の有無を判断するための検査
- (2) 新生児聴覚スクリーニング検査 (川崎、多摩)
生まれて間もない赤ちゃんを対象とした「耳の聞こえ」の検査
- (3) 産褥外来 (多摩)
出産後の母親の1箇月検診等
- (4) ポンペ病スクリーニング検査 (多摩)
先天代謝異常症の血液検査
- (5) お産セット (多摩)
新生児用のおしりふきガーゼ、パッド等
- (6) 出産セット (多摩)
注射針、ガウン、ガーゼ、カテーテル等

なお、(5)、(6)については、平成28年4月から非課税取引に変更しています。

4 誤って徴収した消費税の返還について

各病院において、出産に係る費用で課税誤りとなっていた項目が確認できたものから、順次課税取引から非課税取引に変更し、令和4年6月30日までに課税誤りを解消しました。

誤って徴収した消費税については、民法の消滅時効が10年間であることから、この事案が判明した令和4年4月を基準に、**平成24年4月から令和4年6月までの間で該当する消費税を支払った方**に遅延損害金を加算して返還します。

- (1) 各病院の会計データで把握できた返還対象者は次のとおりです。

	川崎病院	井田病院	多摩病院
いつから	平成26年4月	平成29年4月	平成27年1月
対象者数	5,801人	9人	5,081人
消費税額	2,984,310円	1,790円	3,202,610円
一人当たりの平均額	514円	199円	630円
一人当たりの最高額	3,080円	570円	2,550円
一人当たりの最低額	40円	40円	150円

- (2) (1)以外の方は、病院では把握できませんので、この事案を各病院のホームページ・院内掲示板等で広報し、御連絡のあった方には、適切に対応します。
- (3) (1)の返還対象者には、お知らせの文書を発送します。また、必要な確認ができましたら、返還手続きを行います。

5 再発防止の取組について

今回の事案の再発防止策について、各病院の所管課実務担当者で議論を行いました。病院の垣根を超えて情報共有を図るとともに、密接な協力関係を構築し、法改正等に適切に対応できるよう、実務者連絡会議を設置します。また、国や神奈川県等からの発信文書を把握し、適切に事務処理を行うため、速やかに担当を置き、情報収集や制度変更に関して組織的に対応する仕組みの構築を図る等、再発防止に取り組みます。

問合せ先

(再発防止に関すること)

川崎市病院局総務部庶務課 高橋

電話044-200-3834

(川崎病院に関すること)

川崎市立川崎病院事務局医事課 酒井

電話044-233-5521 (代)

(井田病院に関すること)

川崎市立井田病院事務局医事課 荒川

電話044-766-2188 (代)

(多摩病院に関すること)

川崎市病院局経営企画室多摩病院担当 水谷

電話044-200-3861

(消費税に関すること)

川崎市病院局経営企画室経理担当 亀山

電話044-200-3855